

井上記念訪問看護ステーション
指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所 運営規定

（事業の目的）

第 1 条 この規定は医療法人普照会が開設する指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態または要支援状態にある者（以下「要介護者」という。）で主治医が訪問看護等必要を認めた者に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

（運営方針）

第 2 条 事業所の看護師等は訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が出来るよう努めなければならない。

1. 訪問看護を提供するにあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。
2. 事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
3. 事業所は、運営会議を設置し、運営上必要な事項について適時協議する。

（事業の運営）

第 3 条 事業所は、この事業の運営を行うにあたっては主治医の訪問看護指示に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

1. 事業所は、訪問看護を提供するにあたっては、事業所の訪問看護職員によって訪問看護を行うものとし、第三者へは委託しない。

(事業所の名称等)

第 4 条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地

名 称 : 井上記念訪問看護ステーション

所在地 : 千葉市中央区新田町1-16

(職員の職種、員数及び業務内容)

第 5 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容

1. 管理者 看護師 1 名(訪問看護師兼務)
事業所の従業者の管理及び訪問看護師等の利用の申込みに関わる調整、業務の実施状況の把握、その他管理を一元的に行う。
2. 看護師等 看護師 2.5 人以上を配置
(介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書を作成し、訪問看護等を行う。
3. 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士: 適当数 ※必要に応じて雇用する。
看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。
4. 事務職員 1 名
介護保険・医療保健の請求業務など、ステーション内の必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、事業者法人職員就業規則に準じて定めるものとする。

1. 営業日は月曜日から土曜日とする。
但し、国民の休日、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。
2. 営業時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。
3. 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第 7 条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は当該計画に定めるものとする。ただし、医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第 8 条 訪問看護の提供方法は次のとおりである。

1. 利用者が主治医に申し込み、主治医が訪問看護ステーションに交付した指示書により、看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
2. 利用者に主治医がいない場合は、訪問看護から地域医師会あるいは井上記念病院に診察を求め、その指示に対応する。

(訪問看護の内容)

第 9 条 訪問看護内容は次のとおりである

1. 症状・障害の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持
3. 食事及び排泄等日常生活の世話
4. 褥瘡の予防・処置
5. リハビリテーション
6. ターミナルケア
7. 認知症患者の看護
8. 療養生活や介護方法の指導
9. カテーテル等の管理
10. その他医師の指示による医療措置

(緊急時における対応方法)

第 10 条 看護師は、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。
主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

1. 看護師等は、前項について処理した場合は、速やかに管理者及び主治医に報告する。

(利用料等)

第 11 条

1. 事業所は、基本利用料として介護保険法等に規程する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受け取るものとする。また、介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合、介護報酬告示上の額の 1 割～3 割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
2. 保険外の利用料金について
医療保険、介護保険が利用できない場合に、自費で訪問看護を行う場合
1 時間 : 9,000 円 (非課税) / 30 分 : 5,000 円 (非課税)
20 分 : 3,000 円 (非課税)
3. 主治医からの指示以外で、ご利用者様の希望により休日・営業時間外に訪問看護を行った場合の差額費用
1 回毎 : 2,500 円 (非課税) / 医療保険のみ
4. サービスの前日までにキャンセルの連絡を頂いていない場合や、事前に通知することなくサービスが中止になった場合は、キャンセル料と料金の自己負担分と交通費をお支払いしていただく。
キャンセル料 1,000 円
但し、急な緊急受診、緊急搬送、体調不良による入院等は除く。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の事業の実施地域は、千葉市中央区を中心に事業所より 6 kmとし、
美浜区・稲毛区・若葉区の一部地域への訪問を行う。

1. 実施地域内の交通費は無料とし、6 km以上は要相談とする。
2. 医療保険・自費で訪問看護をご利用の場合は、6 km以上は 1 回の訪問につき交通費 500 円を別途徴収する。
3. 医療保険で訪問看護をご利用時はパーキング代を別途徴収する。

(相談・苦情対応方法)

第 13 条

1. 訪問看護は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、
指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速
に対応する。
2. 訪問看護は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の
契約終了の日から 5 年間保存する。

(事故発生時の対応方法)

第 14 条

1. 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やか
に区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に対し、迅速に対応する。
2. 事業所は前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録し、
当該利用者の契約終了日から 5 年間保存する。
3. 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やか
に行う。

（虐待防止のための措置）

第 15 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

1. 虐待の防止に関する責任者の選定。
2. 虐待防止マニュアルに準じて対応する。

（事業継続計画）

第 16 条 事業者は、感染症や非常災害時において、サービスの提供をできるだけ継続的に実施するため又は早期に再開するための計画書策定し、必要な措置を講じるものとする。

1. 業務継続を図るための対策を検討する委員会を設置し、担当者を選定。
2. 事業継続計画マニュアルに準じて対応する。
3. 必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

（その他の運営について留意事項）

第 17 条 事業者は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、又業務体制を整備する。

1. 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これからの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
3. 事業者に関する記憶を整備し、契約終了の後 5 年間保管しなければならない。
4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人が定めるものとする。